

墓 地 使 用 許 可 申 請 書

死 亡 者 本 籍	※納骨する予定の死亡者がいる場合は、死亡当時の本籍を記入		
〃 住 所	※納骨する予定の死亡者がいる場合は、死亡当時の住所を記入		
〃 氏 名	例) 足 寄 太 郎		
死 亡 者 の 性 別			
死 亡 年 月 日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
埋 葬 又 は 火 葬 の 年 月 日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
埋 葬 又 は 火 葬 の 場 所	例) 足 寄 火 葬 場		
申 請 の 理 由	例) 墓 地 を 新 設 す る た め		
申 請 の 場 所	足 寄 霊 園	(イ) 地区 (ロ) 地区 (ハ) 地区 (ニ) 地区	第 号 第 号 第 号 第 号
使 用 料	金	円 也	即 納

上記の通り許可されたく足寄町墓地設置及び管理条例第3条に基き申請致します。

年 月 日

申請人住所

(世帯主) 氏名

㊟

足寄郡足寄町長 様

- 注 1 墓地使用許可を受けた場合死体の埋葬をしてはならない。
- 2 他人に使用権の移転をしてはならない。
- 3 使用権継承（相続の場合）は町長に届出て許可を受けなければならない。
- 4 不用となったときは、原形に復し直ちに返還しなければならない。
- 5 墓地使用者が町外に転出しようとするときは、町内居住者代理人を定めて届出なければならない。
- 6 墓地内に樹木を許可なく植えてはならない。